

住民税非課税世帯等や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。給付金を受給するためには、手続きが必要です。(1世帯あたり10万円)

給付金の支給額と支給時期について

1世帯あたり
10万円

役場が確認書(または申請書)を受領してから2週間後が目安です。
(ただし、状況に応じそれ以上、時間を要する場合があります。)


支給対象と返信等について

令和3年12月10日時点で西ノ島町に住民登録されていることが条件となります。

12月11日以降に西ノ島町に住民登録された場合には、前住所地から確認書等が届きます。

対象1

令和3年度の住民税(均等割)が非課税世帯等

役場が把握している世帯全員の 令和3年度の住民税非課税世帯の場合	世帯に令和3年1月2日以降に、 西ノ島町に転入した方がいる世帯の場合
<p>役場から確認書が届きますので、次の2項目全てを満たし、確認書を役場に返信する必要があります。</p> <p>①世帯の全員が住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けていないこと</p> <p>②世帯の中に、住民税が課税となる所得があるのに未申告である者がいないこと</p>	<p>役場が把握していない方がいる世帯は、役場から申請書が届きますので、必要事項を記入して、添付書類と一緒に役場に申請する必要があります。</p> 
<p>※確認書(申請書)の発行日(3月上旬発行予定)から、3か月以内に返信(申請)されない場合は、支給されませんので、ご注意ください。</p>	

対象2

令和3年1月以降の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、 世帯全員が住民税非課税相当となった世帯(家計急変世帯)	
<p>申請が必要です。申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに役場(町民課)に直接または郵送でご提出ください。</p>	<p>●申請書は、役場(町民課)にあります。 ※役場のホームページからもダウンロードできます。</p> <p>●申請受付期間：令和4年3月1日(火) ↓ 令和4年9月30日(金) ※郵送の場合は、9月30日(金)必着</p>



臨時給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに、都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、役場や警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

◆お問い合わせ先◆

西ノ島町役場 町民課

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」窓口

電話：08514-6-0103
受付時間：平日 8:30～17:15